佐伯印刷株

令 和 三 年

第 二 — — 号

五月二十八日

金

曜日

公安委員会規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制

定......

示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請………………………四

選挙管理委員会告示

警察本部告示

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこ

落札者等の公示………

……九

公安委員会規則

に公布する 大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をこ

令和3年5月28日

大分県公安委員会委員長

五

4

 \blacksquare 敦

大分県公安委員会規則第8号

規則 大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

(一)

) 第1条 この規則は、法令及び条例等に特別の定めがある場合のほか、公安委員会等に対し

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合 び大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年大分県条例第 3号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条から第6条までの規定に基づき、 に係る手続等」という。)を、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用 て行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている手続等(以下「公安委員会等 について必要な事項を定めるものとする。 した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条及

(定義)

2

第2条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

- この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- <u>1</u> う。)及び警察署長をいう。 公安委員会等 大分県公安委員会、大分県警察本部長(以下「警察本部長」とい
- 2 項に規定する電子署名をいう。 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1

七

- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを 確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作 成する電磁的記録をいう。
- (4) 識別符号 利用者識別のための符号をいう
- (5) 暗証符号 利用者情報の機密保持のため、利用者自身で管理する符号をいう

(手続等の公示)

第3条 警察本部長は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情 とする。 なる法令及び条例等の名称及び条項その他警察本部長が必要と認める事項を公示するもの 報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠と

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下 電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的 の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、 基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法によ 「情報通信技術活用法」という。) 第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項 申請等を行わなければならない。 公安委員会等の使用に係る

令和三年五月二十八日

大分県報 (公安委規則

- 2 前項に規定する者は、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて、法令及び条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。
- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行う場合において法令及び条例等の規定により添付すべき こととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項若し くは記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 3 前項ただし書の規定により書面等を提出する場合は、申請等を行った後速やかに、当該書面等を提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する者は、あらかじめ申請等を行う者の氏名又は名称、識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 5 電子情報処理組織を使用して申請等(公安委員会等が電子署名を要することとしているものに限る。)を行う者は、第2項の規定により入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年 法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

4

- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省/法務省/経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書
-) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書
- 6 法令及び条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第2項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による申請等に係る特例)

第5条 公安委員会等は、前条第1項に規定する者が同条第2項第2号に掲げる事項を入力

- する場合において、次の各号に掲げる電子証明書を送信する場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等に記載されている事項の入力を省略させることができる。
 (1) 业時由書祭み行さまに核2前865百篑1号に担げ2畳2証明書 由書祭み行さまに
- (1) 当該申請等を行う者に係る前条第5項第1号に掲げる電子証明書 申請等を行う者に 係る登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書
- (2) 当該申請等を行う者に係る前条第5項第2号に掲げる署名用電子証明書 申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書
- (3) 当該申請等を行う者に係る前条第5項第3号に掲げる電子証明書 申請等を行う者に 係る登記簿の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対し処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 前項に規定する場合のほか、公安委員会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 公安委員会等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に関する法令及び条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録するものとする。
- 公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから24時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、インターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等

第8条 む。)をもって調製する方法によるものとする。 条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報 を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気デ ィスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6

(氏名及び名称を明らかにする措置)

- 第9条 情報通信技術活用法第6条第4項又は情報通信技術利用条例第3条第4項に規定す いずれかと併せてこれを送信すること又は同条第4項に規定する識別符号及び暗証符号を 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第5項各号に掲げるものの る氏名又は名称を明らかにする措置は、第4条第2項各号に掲げる事項についての情報に 確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 入力することとする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を
- N 電子署名に係る電子証明書と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたフ 名又は名称を明らかにする措置は、第6条第3項に規定する情報に電子署名を行い、当該 アイルにこれを記録することとする。 情報通信技術活用法第7条第4項又は情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏
- い、当該電子署名に係る電子証明書を付することとする。 名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行 情報通信技術活用法第9条第3項又は情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏

当と認められる部分がある場合 (申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適

第10条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使 掲げる場合とする 用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に

- (1) 申請等を行う者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認め
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める
- <u>3</u> 行うことが不可能であり、又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により

(その他の手続等)

いては、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合につ 情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子 公安委員会等に係る手続等(情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は

第12条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使 本部長が定める。 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

〇 告

示

大分県告示第三百八十五号

| とおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 次の

令和三年五月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

受託者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会 理事長 谷 泰 夫

委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

| 大分県告示第三百八十六号

とおり大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

令和三年五月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

	一日当たりの使用時間八時間	使用時間間隔一六時~二四時	使 用 開 始 予 定 年 月 日 令四・一・一〇	工事完成予定年月日令三・一二・三一	工事着手予定年月日許可後	能 力 二七〇L/基	種類人浴施設(樹脂製)二基	ハース浴施設	水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三	3 設置される特定施設の種類	ゆふいん花由	由布市湯布院町川北九百十三番地十一2.特気事業場の戸在地乃乙名和		ふい	由布市湯布院町川北九百十三番地十一	1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名		大分県知事 広 瀬 勝 貞	令和三年五月二十八日	に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。	なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果	次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、	大分県告示第三百八十七号		一一一一季託期間	会長 草 野 俊 介	社会福祉法人大分県社会福祉協議会
<i>0</i> . 值) 対 直 18	大 · 注	手 卷	ණ ? り ス	号 火	ì	 号 水	使	_	使		エ	工	能	種				の 値	状態	果 汚染	f 等		号 化		} ⁷	j k	使
窒素含有量 嘅/ℓ	浮遊物質量嘅/ℓ	化学的酸素要求量 喝/ ℓ	生物化学的酸素要求量 喝/ ℓ	水素イオン濃度	項 目 単 位	C	汚水等の一日当たりの量 │───── 単 位	用の季節的変動	日当たりの使用時間	用時間間隔	開始 予 定 年 月	事完成予定年月日	事着手予定年月日	カ	類		大腸菌群数個/㎡	りん含有量ペール	雪 素 信 有 量 m /		浮遊物質量 喝/ℓ	化学的酸素要求量 喝/ 化	生物化学的酸素要求量 喝/ ℓ	水素イオン濃度	項目単位	河が対象の一日当たりの量が) 一 首 ご))	用の季節的変動
=	五.	<u> </u>		五・八~八・六	通常の値	一・七	通常の値	なし	八時間	一六時~二四時		令三・一二・三一	許可後	一、四〇〇L/基	入浴施設(コンクリート制		三、〇〇〇以下	五	-			10	五	五・八~八・六	通常の値	〇· 园	通常の値	なし
				五	最		最								製)三基		111, 000							五・八~八	最大		最大	

令和三年五月二十八日	
大分県報(告示)	

-		項 目 単 位 通 常			単位通常	使用の季節的変動なし	一日当たりの使用時間二四時間	使 用 時 間 間 隔 連続	使用開始予定年月日既設	工事完成予定年月日既設	工事着手予定年月日既設	直径一			主 要 寸 法 直径 二・八	直径	つ		構 造 FRP製	能 力 二三五人槽	処 理 方 式 接触ばっ気方式	種 類 生物学的処理	4 汚水等の処理の方法		その他参考となるべき事項本施設から	オ数値には	易有単窓/ℓ
阳三年丘月二十八日	処理後 処理前 処理後	最大の		処理後 処理前 処理後	の値最大の値							八m×高さ 一・三~一・八m	槽 八m×高さ 二・四五m		八m×高さ 二・四五m	二・八m×高さ 四・二二m	気槽一(1)日本語の一番・四二日				Д				の排水は排水口 4 No.に接続		ま、つつ
た 子長银 (岩穴)	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				主 要 寸 法				構造	能力	処 理 方 式	種類		その他参考となるべき事項	大腸菌群数個/㎡	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	りん含有量嗄	の値 窒素 含 有 量 啜/ℓ	状態 浮 遊 物 質 量 喝/ ℓ	汚染 化学的酸素要求量 嘅/ℓ	等の 生物化学的酸素要求量 昭/ ℓ	汚水水素イオン濃度
fi.	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	直径 二・四m×高さ 一・三三m	方記農商庁留曹 直径 二・三m×高さ 二・二九m		直径(二・三m×高さ)三m接触はつ気槽二	直径 二・三m×高さ 四・六一m	の気槽一の気槽である。アー四五	直圣 二・三m×高さ 六・四丘m調整槽	FRP製	一五〇人槽	接触ばっ気方式	生物学的処理		本施設からの処理水は三次処理を行う	〇 (((((((((((((((((三	三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	1100 三0 二五0 四0	- 五〇 - 100 - 100	- 五〇 - 五 - 二〇〇	五・八 五・八 五・八 五・八 五・八

五.

大分県報
(告示)

	使	使	エ	工		主		構	能	処	種		そ				の値	状態	汚染	等の	汚水					汚水		
日当	用	用	事	事									の他	ナ	7	ŋ	窒	浮	化	生物	7,	火	Ą	Į		水等の		
= た		開始	完	着壬		要				理			参考	服	可	ん	素	遊	学的	化学		素 イ				の 一 ロ		
b	時	始	成予	手									と	直	卣	含	含	物	酸素	的酸		, オ				当		
の使	間	定	定	定		寸				方			なる	君	羊	有	有	質	要	素		と農				たり		
用用	間	年	年	年		,1				/3			べき	娄	攵	量	量	量	求量	要求量		^長	E	1		の 量		
時		月	月	月									事	作	固	mg	mg	mg	mg	mg			肖	<u>1</u>	m³	肖	色	
間二二	隔層	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		法 —— 是	拉	造 F	力	式	類	-	項本	CI		<u>l</u>	e	e	ĺ.	ĺ.	/	<i>T</i>	右	Ĺ	日	位	Ĺ	\perp
一四時間	連続	既設	既設	既設	直径二	最終沈殿槽	安 <u>触酸化槽</u>	r R P 製	〇七 mi / l	三次処理(京	物理学的処理		本施設から		0,00	五.	1110	1100	五〇	五〇	~八・六	五、八	処理前	通常	11111	処理前	通常	
					・ 〇 m×高さ	・〇 m×高さ)		日	(接触酸化処理	埋		の処理水は一	以	11, 000			1110	110	11		五、八	処理後	の値	1111	処理後	の 値	
					さ	3 =				処理方式)			二次処	下		Ξ	五	0	0	五	六	五.			_			
					· 六 m	m	•			()			は三次処理を行う		0,00	八	四五	五	1100	1100	~八・六	.八	処理前	最大	六〇	処理前	最大	
														=		七	110	四〇	1110	110	〜八・六	五、八	処理後	の値	六〇	処理後	の 値	
	 0 信	 り ∦ 古 f	大 汽头	写	上 等 アフ	—— 号 水		_	_	排	=	_				の値	状態	汚染	等の	汚水					汚		使	1
大	b	空	浮	化化	生	水	項	를 일				5 排	J	-	ŋ	窒	浮	化	生		火	ĺ	頁		水等		用	
腸	ん	素	遊	学的	物化学	素		<i>†.</i>	2	水	.	出水	服	i 対	ん	素	遊	学的	物化		素				の 一		0	
菌	含	含	物	酸素	子的酸	イオ		0)	~ 3		の量及	直	į	含	含	物	酸素	学的酸		イ オ				日当		季	
群	有	有	質	要	的酸素要求量	ン		担	4		,	び汚	群	¥	有	有	質	要	的酸素要求		ン 曲				当 た り		節	
数	量	量	量	求量	求量	濃度	目	力 量				量及び汚染状態の値	娄	女	量	量	量	求量	求量		喪		1		の 量		的	
個	mg	mg	mg	mg	mg	7	単	m³	単			恋の値	作		mg	mg	mg	mg	mg			È	<u></u>	m³	j	単	変	
cm³	l	l	l	\(\ell\)	l	_	位	日	位	名	i		CI	_	ĺ.	l	l	l	l			ſ.	<u>拉</u>	日	1	立 	動	4
11, 00						五.八	通常		通常				以下	=, 000	111	五五	1110	110	五五	〜八・六	五.八	処理前	通常	五八	処理前	通常		
000以下	-	六	九	六・七	= : 1	八八	の	一六〇	の					三、						(五	加	の		加	の		
下	四	0		七	=	六	値		値	No.	4		以下	$\overline{}$	二	三三	五五	五五	七	六		処理後	値	五八	処理後	値		
三、						五	最		最	110.							пп			∫ 八	五八八	処理前	最		処理前	最		
000			_	_			大	二八四	大						七	<u></u>		= 0	<u></u>	六		HI)	大	七	H)	大		
	= -	八·三		0.0	五· ○	八~八・六	の値	四	の値						五.	一七	110	110	<u> </u>	~八 · 六	五、八	処理後	の値	一〇七	処理後	の値		

臼杵市大字臼杵二の一○七番五六二		日田市スポーツ推進委員協議会日田市田島二丁目六―一	大分県立日田三隈高等学校
会 長 内 尾 伸 行中津市豊田町一四番地三	大分県立中津東高等学校	大分市上野町四番五号 大分市上野町四番五号	大分県立芸術緑丘高等学校
会 長 内 尾 伸 行中津市豊田町一四番地三	大分県立中津支援学校	作日 丁ラ ララ (名) 大日 丁ラ ララ (名) 大日 下 ララ (名) 大田市体育協会	大分県立久住高原農業高等学校
会長園田幸一NPO法人おおみちふれあいクラブ大分市田室町三番三七号	大分県立聾学校	が田市大字会や一六五〇番也 会 長 尾 崎 康	大分県立海洋科学高等学校
会 長 河 越 康 秀 ○ ○ 2AI元気クラブ ○ 2AI元気クラブ	大分県立大分支援学校	日子市で20日子につっつごろに、10日子市で20日子につっつごろにいい。 アクス の アクス の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	大分県立国東高等学校双国校
会 長 安 東 房 吉わさだ夢クラブ	大分県立新生支援学校	豊後高田市中真出二一四四番地一二	大分県立高田高等学校
会 長 後 藤 雅 克三重町スポーツ振興会	大分県立三重総合高等学校	受託者の住所及び名称	委託した事務に係る施設名
豊後大野市三重町市場一二○○番地		いに受託者の住所及び名称	一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称
会 長 永 松 悟杵築市大字本庄二〇〇五番地	大分県立杵築高等学校	大分県知事 広 瀬 勝 貞叡収事務を委託した。	大分県知恵令和三年五月二十八日の和三年五月二十八日とおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。
会長新井一徳みことスマイルインクラブ由布市庄内町大龍二一三一由布市庄内体育センター内	大分県立由布高等学校	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の上分県告示第三百八十八号	地方自治法施行令(昭和二十二年 大分県告示第三百八十八号
会 長 日 出 正 義日田市田島二丁目六―一	大分県立日田林工高等学校	衆及が自市庁安斤四年六月十八日まで	大子県生舌環竟邪環竟呆と果及が日布庁设所2 縦覧場所 つ和三年五月二十八日から同年六月十八日まで1 縦覧期間
会長日出正義		期間及び縦覧場所	二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

令和三年五月二十八日

大分県立南石垣支援学校		大分県立臼杵高等学校
会 長 黒 木 愛一郎にこしんクラブ		会 長 尾 崎 康臼杵市スポーツ推進委員協議会
	000	حاء اليا

委託の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

より、 をすることができない団体となった。 次の団体は、 令和三年四月一日以後政治活動 政治資金規正法 (昭和) (選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出 一十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定に ယ

令和三年五月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長 木

俊

廣

その他の政治団体

政治団体の名称	名表者の氏	氏名	主たる事務所の所
日田世界戦略会議	湯浅総	佐尾 虎太郎	
湯浅総後援会	湯浅総	佐尾 虎太郎	日田市元町一八―一八喜安屋ビル
会 若い市長をつくる	湯浅総	佐尾 虎太郎	日田市元町一八―一八喜安屋ビル

警 察 本 部告 示

大分県警察本部告示第24号

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことがで きる手続等その他警察本部長が定めることとされている事項等を定める。 3年大分県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づき、 次のとおり電

令和3年5月28日

根拠となる法令の名称及び条項 大分県警察本部長

行

迫

宜

契

掲げる規定に基づく手続等とする により行うことができる手続等は、別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に 規則第3条の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準

2

る機能を備えたものとする。 公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信でき 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、

電磁的記録を作成した年月日時の記録

時を記録させることができる。 うとする者(同号の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ は送信しようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日 に規定する事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しよ (これに準ずる画像読取装置を含む。) により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又 公安委員会等は、規則第4条第2項の規定により申請等を行う者であって、同項第2号

- 申請等を行った者を確認するための措置
- (1) 規則第4条第4項ただし書及び第5項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に いて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の 号) 第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。) の送信(公衆によって直接 掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者 を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。 電子メールアドレス うち当該申請等の用に供する部分(以下「申請部分」という。)をインターネットにお 受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備の によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86 ように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下「ワンタイムURL」という。) 第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。) ごとに異なるものとなる (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第

(2) 規貝	規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄	別表第2の左欄に掲げる法令の同表右	警備業法
欄に挑	Ž	規則第4条第2項の規定により氏	
名又は	名又は名称を入力し、又は送信することとする。		
5 書面等	書面等を提出する場合の措置		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則
規則第	規則第4条の規定により申請等を行う者は、同条第3項の場合又は第10条の場合におい	は第10条の場合におい	
て書面等	て書面等を提出しようとするときは、当該申請等ごとに付与される個別番号等を明らかに	個別番号等を明らかに	○公告
してしな	てしなければならない。		
6 適用年月日	卡月日		次のとおり落札者等について公示する。
令和 3	令和3年6月1日		令和三年五月二十八日
別表第1			大分県企業局長 浦
	注 合	##	一 落札に係る物品等の種類及び数量
	- 1) NEXT	薬品(ポリ塩化アルミニウム(PAC))(年間単価契約)
道路	道路交通法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項	規格 JIS K一四七五
		第78条第4項	予定購入数量 約千七百トン
		第78条第5項	大分景企業号 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
自動 145 ⁻	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第 145号)	第4条第1項	を 大分市大
自動	財車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年	第5条第1項	令和三年四月五日 三一落木者をお気した日
囲火	国家公安委員会規則第1号)		四落札者の氏名及び住所でする。
警備	警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項	エア・ウ
		第16条第3項	
(早 上 中	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家外央委員会期間館4号)	第17条第1項	一トン当たり二万二千四百七円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)五 落札金額
			六 契約の相手方を決定した手続
別表第2			一般競争入札
	法令	規定	冷印三F三月上六日 一般競争入札の公告をした日
道路	道路交通法	第78条第1項	有利三年三月一万日
		第78条第4項	
		第78条第5項	